小児救急電話相談事業 (#8000)について

厚生労働省医政局指導課

#8000 の目的と概要

#8000の目的

- 休日・夜間の急な子どものケガや病気に対する家族の判断を、 電話相談によって支援すること
- 家族の判断を、緊急度判定と共に、ホームケアや医療機関案内等の情報提供を行うことによって支援すること
- 電話相談体制の整備により、地域の小児救急医療体制の 補強と医療機関の機能分化を推進し、都道府県内における 患者の症状に応じた適切な医療提供体制を構築すること

#8000の概要

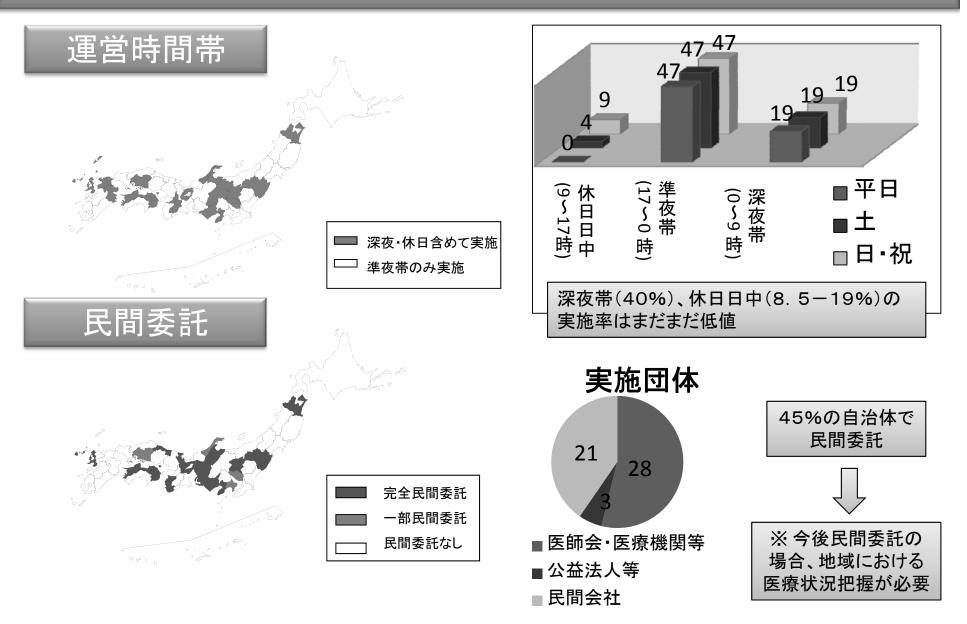
- 平成16年度より開始
- 平成22年度を以て47都道府県で事業展開
- 実施主体:都道府県(補助率 1/2)
- 固定電話及び携帯電話より通話可能

#8000の実施方針

(救急医療対策事業実施要綱より抜粋)

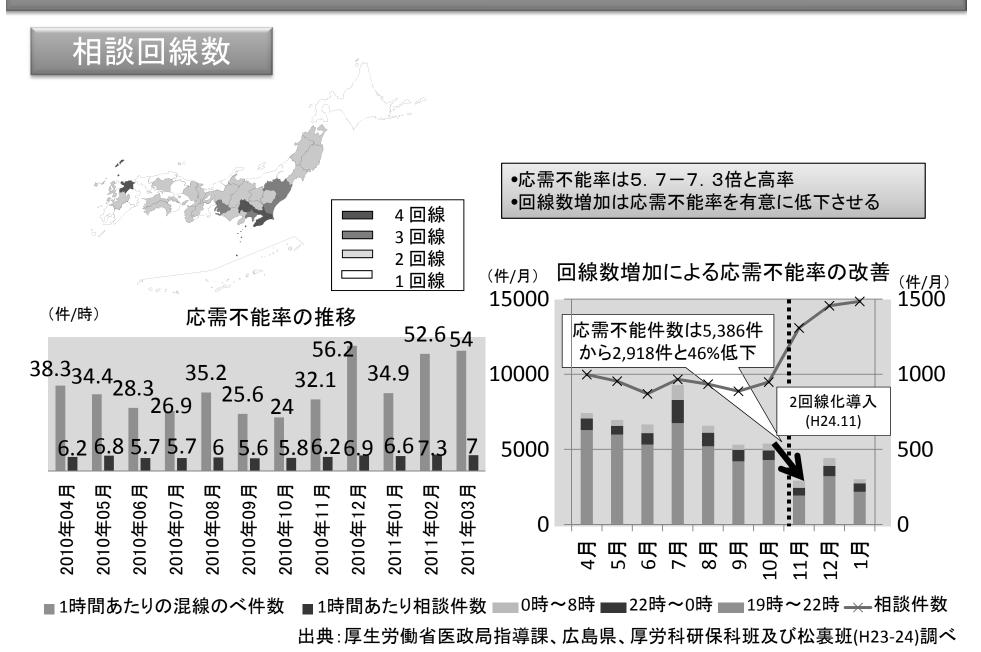
- (1) 夜間等において、小児患者の保護者等(以下「相談者」という。)からの電話相談に、<u>原則として地域の小児科医師</u>(研修等により、小児科医師と同等の知識を有する小児科以外の医師を含む。)が対応し、適切な助言及び指示を行うものとする。なお、小児科医師は、対応に当たり、診断に必要な情報を得られないまま、相談者に対し処置方法などの指示をしてはならないこと(医師法第二十条及び平成9年12月24日付け健政発第1075号参照)に留意するとともに、指示を行った場合には、診療録へ記載し、保存するものとする。また、地域の実情により、小児科医師以外の者が電話相談に一次的に対応する場合においては、小児科医師による支援体制を確立のうえ実施するものとする。なお、この場合にあっては、診断に必要な情報が得られるときには、小児科医師以外の者に代わって小児科医師が相談者に対し適切に指示を行うなど、相談内容に応じて小児科医師が直接対応出来る体制を確保するものとする。
- (2) 電話相談の開始に当たっては、相談者に対し、本事業における小児科医師の助言及び指示、または 小児科医師以外の者が行う助言は、電話を通じた限られた情報に基づくものであって、<u>相談者の判断の</u> 参考とするためのものであることを十分に説明し、理解を得た上で行うものとする。
- (3) 相談者のプライバシー保護に努め、相談記録等の情報の管理には十分配慮を行うものとする。
- (4) 相談者から、受診をするための<u>医療機関の照会があった場合には、受入れ可能な医療機関を相談者に</u> <u>回答する</u>ものとする。なお、回答に当たっては、救急医療情報センターの活用や受入れ医療機関のリストの作成等、地域の実情に応じて実施するものとする。
- (5) 都道府県において、<u>地域の関係者からなる協議会を設置</u>し、事業の実施計画の策定、事業実施のためのマニュアルの整備及び事業の評価等、事業の実施に必要な企画・調整等を行うものとする。
- (6) 事故発生時を含め、本事業の実施の責任については、関係者間で十分に協議し、明確にするものとし、 業務委託等の際は契約を適切に締結するものとする。

#8000の現状(運営時間帯・回線別)

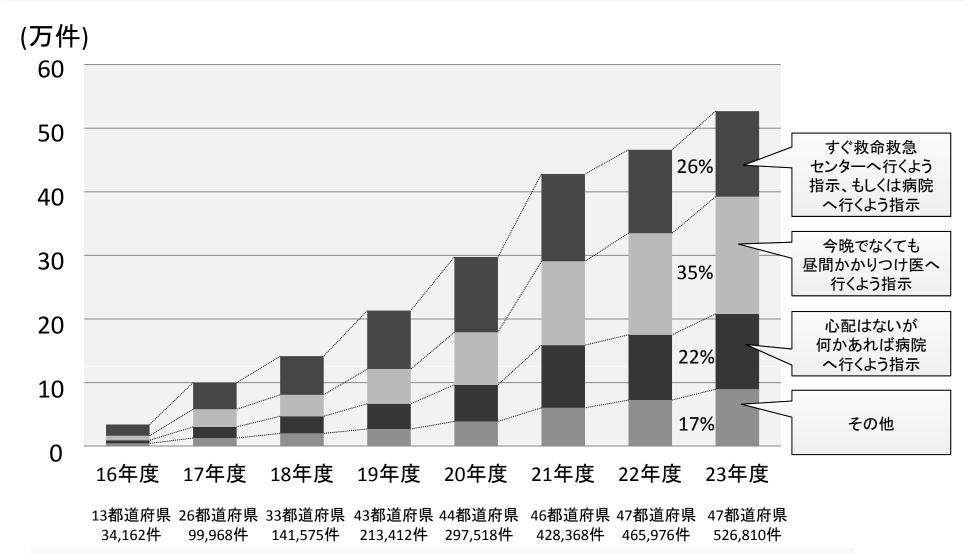


出典:厚生労働省医政局指導課、及び厚労科研松裏班(H24)調べ

#8000 の現状(運営時間帯・回線別)



#8000の実績(平成16-23年度における相談件数)



(注)電話相談を受けた小児科医、看護師等による回答ぶりについて集計したものであって、実際の受療行動ではない。

出典:厚生労働省医政局指導課調べ

#8000に関する現在の課題

1. #8000の応需不応時間帯、応需不応率の 改善をどうすべきか?

2. 相談員の質の担保をどう図るか?

3. 小児の急病・トラブルに関する知識の啓発を どのように行っていくべきか?